平成２８年（フ）第９９号
岡山県瀬戸内市長船町福岡333番地９
債務者　嶌　美和子
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５４号
岡山市東区益野町761番地22
債務者　赤木衣都姫
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６号
熊本県阿蘇郡小国町大字北里3182番地　78号
債務者　室原　信夫
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月９日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２８年（フ）第４２２号
東京都小平市小川町２丁目1865番地グローリーハイツ203号
債務者　桶川　　貢
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５１０号
東京都八王子市中野上町５丁目26番７号
債務者　来生　昌子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１８号
愛媛県大洲市新谷甲34番地６
債務者　入山　佑介
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月19日午前11時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第４８５号
東京都立川市羽衣町２丁目27番６号なごみてい205
債務者　色木さち子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２３号
栃木県那須塩原市鍋掛1086番地32、前住所栃木県那須塩原市豊浦122番地10　コーポサンシティーＧ－７号
債務者　菊地　竜将
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月25日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第１０２６号
神奈川県茅ヶ崎市今宿645番地２－202号　今宿サンハイム
債務者　田村　明子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０５６号
横浜市戸塚区戸塚町724－７　コーポ戸塚303号、住民票上の住所東京都立川市富士見町１丁目26番７号　プリメーラ　203号
債務者　志村　知美
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０６３号
横浜市旭区笹野台２丁目30番２－205号
債務者　荻原亜矢子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０８５号
横浜市鶴見区菅沢町７番４－503号
債務者　西　　圭三
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０４４号
横浜市瀬谷区瀬谷２丁目45番地の１　県営相沢原団地８棟201号
債務者　上野　智司
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６号
沖縄県うるま市字平良川172番地　ＪＡアパート201
債務者　新城　文代
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第２４７号
静岡県牧之原市細江3640番地１　たちばなハイツＢ－12
債務者　徳井　佑次
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月５日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部